

東 弁 往 来

第31回 法テラス茨城法律事務所



前列左が筆者

茨城県弁護士会会員
和田 恵 (60期)

2007年9月弁護士登録。東京弁護士会入会。同会では刑事弁護委員会に所属。2011年6月に茨城県弁護士会へ登録換え、現在に至る。

法テラス茨城
(茨城県水戸市)

1. スタッフ弁護士に赴任した理由

私がスタッフ弁護士を志したのは、弁護士登録して4年目のことでした。登録後は、一般の法律事務所に勤務し、学生時代から関心を持ち続けていた刑事弁護に力を注いできました。東京弁護士会では刑事弁護委員会に所属し、裁判員裁判関連の研修の実施に関わるなど貴重な機会をいただくとともに、たくさんの先輩や仲間と知り合うことができました。

一方、日々の業務を通じて、弁護士が集中する大都市・東京においてさえ司法へのアクセスが十分ではないと感じることがしばしばありました。外国人の労災事件や、貧困に苦しむ高齢者の事件への取組みが、そう考えさせた直接のきっかけでした。こうして、弁護士5年目という節目を迎え、司法アクセスの改善を担うスタッフ弁護士という働き方に関心を持ち始めました。また、スタッフ弁護士を志望したもう一つの動機は、刑事弁護、特に裁判員裁判事件の弁護実践を積むことができると考えたことでした。

2. 赴任後の生活

茨城（水戸）への赴任にあたって一番不安だったのは、車の運転でした。運転免許は持っていたもの

の、それまではほとんど運転したことがなかったので、赴任する前にペーパードライバー講習を受けました。実際、赴任後は、警察署や裁判所への移動のみならず、依頼者の自宅や施設での出張相談を行う際など運転する機会が非常に多く、ほとんど毎日車を運転しています。1か月の移動距離は約1500kmに及びます。

茨城には全く地縁がなく、赴任直後は寂しい思いもしました。しかし、仕事を通して、社会福祉士や精神保健福祉士をはじめとする福祉関係者や、新聞記者、NPO法人の職員をはじめ様々な職種の方々と



国立ひたち海浜公園のコキア

知り合う中で、親しくなった同世代の人たちと食事や旅行に行くなど、たくさんの思い出もできました。また、東京弁護士会でお世話になった弁護士の方々が、刑事弁護や外国人事件等の研修のために茨城までお越しくださった際に激励してくださったことも、大きな心の支えになりました。

3. 業務の内容

スタッフ弁護士として力を入れて取り組んだのは、刑事弁護、特に裁判員裁判対象事件の弁護活動でした。赴任して約2年半の間に8件の裁判員裁判事件を担当しました。その半分は、2人目の弁護人として声をかけていただいて担当したものです。共に事件に取り組む中で、茨城県弁護士会の弁護士の方々との関係を築くことができたように思います。

また、地域の関係機関とのネットワーク作りにも取り組んでいます。各自治体の社会福祉協議会や地域包括支援センターの職員から、高齢者や障がい者の方々の相談を受けることもあります。実際に受ける事件の内容は、債務整理や離婚、交通事故などの一般民事事件が多いようです。

他にも、医療機関の精神病棟で月1回の法律相談を企画・実施したり、社会福祉士のみなさんと定期的に勉強会を行うなどしています。現在（2013年11月）は、年末に向けて、複数の公営住宅の住民の方々を対象に、社会福祉士と弁護士による合同相談を企画し、準備しています。

スタッフ弁護士として、どのような役割が求められているのか、日々模索しながら業務に取り組んでいます。

4. 印象に残っていること

茨城に赴任して感じたのは、弁護士に相談・依頼をするハードルが自分が思っていたより遥かに高いということでした。私が勤務する水戸市内の法律事務所まで、車で約2時間かけて訪ねてくる相談者も少なくありません。車を持っていない方にとっては、法律



袋田の滝

事務所に来て法律相談を受けること自体が非常に困難です。そのため、司法過疎地域を中心に定期的に法律相談会を行っています。また、同じ事務所の同僚弁護士の中には、遠方まで出かけて積極的に出張相談を行っている人もいます。

司法アクセスの問題は、距離という物理的な面だけではなく、心理的な面でもハードルを感じることがあります。法テラスの業務説明をするために、ある社会福祉協議会に行った時のことです。スタッフ弁護士としての活動を話した後、1人の相談員の方から、「弁護士は、刑務所の壁よりも高い存在だと思っていた」と言われたことが鮮明に記憶に残っています。それだけ弁護士が相談しにくい存在と感じられているということでしょう。社会福祉協議会や地域包括支援センターをはじめとする関係機関と日常的に関係を作り、できるだけ相談を受けやすい環境を作ることが重要と感じています。

5. 今後について（その他）

スタッフ弁護士になってから約2年半が経ちました。残された任期を全うするとともに、スタッフ弁護士として得た貴重な経験を今後も生かしていきたいと考えています。

赴任後も、変わらず毎月「LIBRA」を送っていたり、定期的に意見交換会の場を設けていただくなど、東弁には様々な面で温かいご支援をいただきました。この場を借りて、東弁の皆様方にお礼を申し上げます。